

○金ケ崎町若年者移住定住促進家賃補助金交付要綱

平成 28 年 9 月 1 日

告示第 138 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、金ケ崎町に定住する意思を有する若年者が町内の民間賃貸住宅に居住することにより、若年層の移住定住の促進及び活力あるまちづくりの推進を図るため、民間賃貸住宅に居住する場合の家賃の一部を予算の範囲内において補助することに関し、金ケ崎町補助金交付規則（昭和 42 年金ケ崎町規則第 20 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民登録 本町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条に規定する住民基本台帳をいう。）に登録されていることをいう。

(2) 若年者 第 5 第 1 項の補助金の交付対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）の起算月において年齢が 35 歳未満の者をいう。

(3) 若年世帯 第 5 第 1 項の交付対象期間の起算月において、世帯員が 2 人以上かつ若年者が 1 人以上である世帯をいう。

(4) 単身世帯 第 5 第 1 項の交付対象期間の起算月において、世帯員が若年者 1 人である世帯をいう。

(5) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅で次の住宅を除くものをいう。

ア 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅

イ 社宅又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅

ウ 申請者以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅

エ 申請者及び申請者の配偶者の 2 親等以内の親族が所有し、又は管理している住宅

(6) 正社員 契約期間の定めがなく、社会保険及び雇用保険に加入している労働者をいう。

(7) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃貸料（管理費、共益費及び駐車場使用料等の直接住宅の賃貸料と認められないものを除く。）の月額をいう。

(8) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する民間賃貸住宅に係る手当等の月額をいう。

(9) 町税等 町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料及び学校給食費をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助金交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす若年者とする。

(1) 町内又は町外の事業所に正社員として雇用され、かつ勤務していること。

(2) 新たに住民登録した者であること。ただし、過去に住民登録をしていた者であっても、町外に転出した日から3年以上経過後に住民登録をした場合、又は町内の住宅若しくは寮等の事業主から貸与を受けた住宅から民間賃貸住宅に入居した場合にあっては、新たに住民登録をした者とみなす。

(3) 自己の居住の用に供するため、民間賃貸住宅の賃貸契約を締結した者であって、現に当該住宅に居住していること。

(4) 民間賃貸住宅に入居する世帯員が、公務員又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の役員又は職員でないこと。

(5) 民間賃貸住宅に入居する世帯員が、過去にこの要綱による補助金を受けていないこと。

(6) 補助金の対象となる民間賃貸住宅を居住以外の目的に使用し、転貸し又は当該住宅の使用権を他者へ譲渡していないこと。

(7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(8) 世帯員に町税等を滞納している者がいないこと。

(9) 本町に定住する意思のある者であること。

2 前項の規定にかかわらず、雇用されている事業所からの出向により町内に定住しないことが明らかであると認められる者は、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第4 補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、1月当たりの家賃（20,000円以上のものに限る。）から1月当たりの住宅手当の受給額に相当する額を控除した額とする。

2 1月当たりの補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、次の各号のとおりとする。

（1） 町内事業所に正社員として雇用されている者であって、若年世帯の場合は、20,000円を上限とする。

（2） 町外事業所に正社員として雇用されている者であって、若年世帯の場合は、15,000円を上限とする。

（3） 町内事業所又は町外事業所に正社員として雇用されている者であって、単身世帯の場合は、10,000円を上限とする。

3 補助金は、賃貸料及び住宅手当等に変更があった月分以降、補助金の額を変更する。

（交付対象期間）

第5 交付対象期間は、新たに住民登録をした日（町内の社宅又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅から民間賃貸住宅に入居した場合は、当該住宅へ転居した日）の属する月又は町内若しくは町外の事業所に正社員として雇用され、勤務を始めた日の属する月のいずれか遅い月を起算月とし24月を限度とする。ただし、新たに住民登録した日から37月以降は交付対象期間から除く。

2 補助金交付対象者の要件を満たさなくなったときは、補助金は交付しないものとする。

3 前項の規定に関わらず、補助金交付対象者が民間賃貸住宅から町内の民間賃貸住宅以外の住宅に転居し引き続き定住の意思をもって居住する場合は、転居日の属する前月までの補助金を交付できるものとする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金ヶ崎町若年者移住定住促進家賃補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、交付対象期間の起算月から12か月の家賃（第5第3項に該当する場合は、対象となる月数の家賃）の支払いが完了した日の属する月の翌月から3月以内に町長に提出しなければならない。

（1） 世帯全員の住民票の写し

（2） 雇用及び住宅手当支給証明書（様式第2号）

（3） 町内の社宅又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅から民間賃貸住宅へ入居し

た場合、社宅又は寮等の賃貸借契約書の写し

(4) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（家賃の内訳等が不明な場合にあっては、家賃内訳証明書（様式第3号））

(5) 家賃支払い証明書（様式第9号）又は家賃の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）

(6) 定住に関する誓約書（様式第4号）

(7) その他町長が必要と認める書類

2 前年から引き続き補助金の交付を受けようとする者は、前年の補助金交付期間の翌月から12か月の家賃（第5第3項に該当する場合は、対象となる月数の家賃）の支払いが完了した日の属する月の翌月から3か月以内に金ケ崎町若年者移住定住促進家賃補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。0

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 雇用及び住宅手当支給証明書（様式第2号）

(3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（家賃の内訳等が不明な場合にあっては、家賃内訳証明書（様式第3号））

(4) 家賃支払い証明書（様式第5号）又は家賃の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）

(5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7 町長は、第6の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成を決定したとき又は助成しないものと決定したときは、金ケ崎町若年者移住定住促進家賃補助金（継続）交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第8 規則第6条第2項の規定による補助条件は、本補助金とは別に、第4に掲げる経費に対する補助金を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、本補助金の対象とならないものとする。

（補助金申請内容の変更）

第9 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、申請の内

容に変更が生じた場合は、変更の理由が生じた日から起算して14日以内に金ケ崎町若年者移住定住促進家賃補助金変更承認申請書（様式第7号）により、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、内容の変更の可否を決定し、金ケ崎町若年者移住定住促進家賃補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第8号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

- 第10 補助金交付決定者は、当該補助金について、第7に規定する交付決定のあった日から1か月以内に金ケ崎町若年者移住定住促進家賃補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付は、前項に規定する請求があった日の属する月の翌月の末日までに当該補助金交付決定者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行うものとする。

（決定の取消し等）

- 第11 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の申請に関し、偽りその他の不正行為があったとき。
- （2） 第3第1項の規定に該当しなくなったとき。
- （3） 正当な理由なく関係書類の提出が遅れたとき。
- （4） その他町長が不当と認めたもの。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、金ケ崎町若年者移住定住促進家賃補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助金交付決定者に通知し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 3 補助金交付決定者が前項の規定により返還を命じられたときは、補助金を返還しなければならない。

- 4 町長は、前3項の規定により補助金交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

（要綱の失効）

- 第12 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にお

いて第7の規定による補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

前 文（平成30年3月30日告示第66号）抄

平成30年4月1日から施行する。

前 文（平成31年3月28日告示第46号）抄

平成31年4月1日から施行する。

前 文（令和5年4月24日告示第69号）抄

令和5年4月1日から適用する。ただし、令和5年3月31日までに改正前の金ヶ崎町若年者移住定住促進家賃補助金交付要綱第6に規定する交付申請をした者については、なお従前の例による。

前 文（令和7年1月23日告示第9号）抄

令和7年1月1日から適用する。